

労働基準関係法令違反に係る公表事案

兵庫労働局

最終更新日：令和5年11月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
昭和リース(株)	兵庫県姫路市	R4.12.13	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に、フォークリフトの運転の業務を行わせたもの	R4.12.13送検
(株)文工業	兵庫県相生市	R4.12.21	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R4.12.21送検
日本製鉄(株)	東京都千代田区	R5.1.20	労働安全衛生法第22条 電離放射線障害防止規則第17条	エックス線装置設置室内に表示灯等の警報装置を設けなかったもの	R5.1.20送検
(株)Quattro	兵庫県神戸市灘区	R5.1.24	最低賃金法第4条	労働者2名に対して、2か月間、兵庫県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R5.1.24送検
(株)マルカワ建設	兵庫県神戸市中央区	R5.2.8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5.2.8送検
(有)トーワ工業	兵庫県加古郡播磨町	R5.2.24	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	スレートでふかれた屋根の上で、踏み抜き防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.2.24送検
亀井組	兵庫県神戸市灘区	R5.3.24	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約9メートルの屋根の端部で要求性能墜落制止用器具を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.24送検
(株)浜口建設	兵庫県神戸市長田区	R5.6.16	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第566条	足場の組立て等作業主任者に、要求性能墜落制止用器具の使用状況の監視を行わせていなかったもの	R5.6.16送検
(株)アイエスオー	三重県桑名市	R5.6.21	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ約5mの開口部で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく請負人の労働者に作業を行わせたもの	R5.6.21送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)SEIKO	大阪府大阪市西淀川区	R5.6.21	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5mの開口部で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.6.21送検
(株)ファイブ	兵庫県神戸市中央区	R5.7.25	最低賃金法第4条	労働者3名に対して、1か月間、兵庫県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R5.7.25送検
もっこすフーズ(株)	兵庫県神戸市灘区	R5.8.23	労働基準法第32条	労働者3名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R5.8.23送検
(株)ソリッドワイ	兵庫県神戸市兵庫区	R5.9.13	最低賃金法第4条	労働者4名に対して、2か月間、兵庫県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R5.9.13送検